

資料配布の場所

1. 国土交通記者会
 2. 国土交通省建設専門紙記者会
 3. 国土交通省交通運輸記者会
 4. 筑波研究学園都市記者会
- 平成30年12月20日同時配布



平成30年12月20日
国土技術政策総合研究所

安全・安心で快適に子育てできる住まいづくりの ノウハウがよく分かります

～「子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン(案)」の公表～

国総研では、子育て世帯にとって安全・安心で快適な住まいの計画手法についての研究を行い、その成果を分かりやすく取りまとめた「子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン(案)」を作成しました。

1. 背景

少子化が進行しており、子どもを産み・育てやすい住環境の実現が喫緊の政策課題となっています。『住生活基本計画（全国計画）』（平成28年3月18日閣議決定）では、「結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現」を目標としています。

2. 本ガイドライン(案)の特徴

安全・安心で快適に子育てできる住まいづくりのための配慮事項の内容（技術的な考え方や確保することが望ましい水準等）について、次の区分ごとに解説しています（参考資料参照）。

- i) 住宅専用部分（対象：戸建て住宅、共同住宅）
- ii) 敷地内（対象：戸建て住宅）
- iii) 住宅共用部分・敷地内（対象：共同住宅）
- iv) 立地環境（対象：戸建て住宅、共同住宅）
- v) コミュニティ・地域活動（対象：戸建て住宅、共同住宅）
- vi) 子育て・子育て支援サービス（対象：戸建て住宅、共同住宅）

3. 効果

本ガイドライン(案)は、事業者における子育てに配慮した住宅の企画・設計の基準づくり、地方公共団体における子育てに配慮した住宅の普及に向けた支援制度づくりに活用できます。これにより、安全・安心で快適な子育てや子どもの健やかな成長を支える住まいの普及が期待され、新婚・子育て世帯の子どもを産み・育てやすい住まいの選択・確保がより容易となります。

4. 資料の公開先

本ガイドライン(案)は、どなたでも国総研のホームページからダウンロードできます。

- ◆ ダウンロード先アドレス <http://www.nilim.go.jp/lab/iag/jyutakuseinou.htm>

(問い合わせ先)

国土技術政策総合研究所 住宅研究部

住宅性能研究官 長谷川 洋 TEL : 029-864-4236 E-mail:hasegawa-h92iw@mlit.go.jp

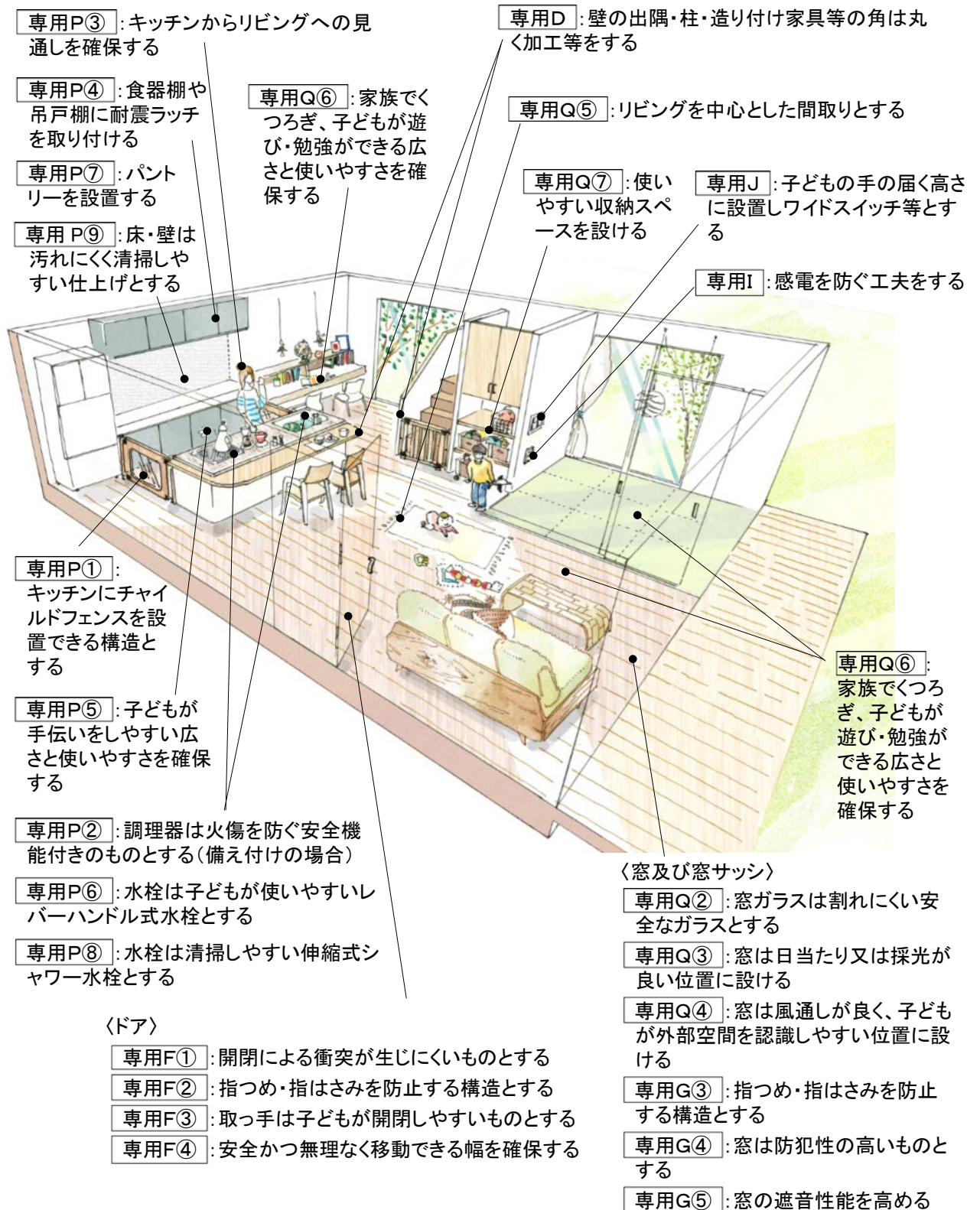
住宅ストック高度化研究室長

片山 耕治 TEL : 029-864-4228 E-mail:katayama-k2th@mlit.go.jp

ガイドライン(案)における計画上の配慮事項 (例)

- ガイドライン(案)では、住宅専用部分、敷地・住宅共用部分、立地環境、コミュニティ、子育て・子育て支援サービスの【空間・要素】区分ごとに、安全・安心で快適に子育てできる住まいづくりの配慮事項と、その技術的な考え方、確保することが望ましい水準等について解説しています。

【空間・要素1】住宅専用部分：リビング・キッチン（戸建住宅・共同住宅）の例

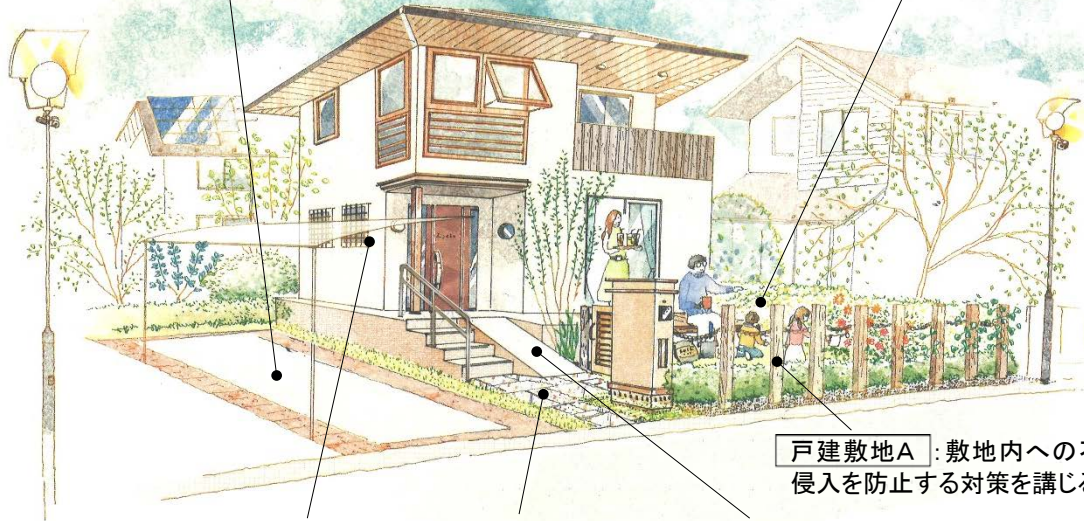


【空間・要素2】敷地内：エントランスまわり（戸建住宅）の例

戸建敷地D①：雨の日でも車に乗降しやすい工夫をする

戸建敷地D②：子どもをベビーカーから車に乗降させやすい広さの駐車 区画とする

戸建敷地C：土いじりや水遊び等ができる庭を確保する



戸建敷地A：敷地内への不審者の侵入を防止する対策を講じる

専用G④：窓は防犯性の高いものとする

戸建敷地B①：床面は滑りにくい仕上げとする

戸建敷地B②：ベビーカーで利用しやすい屋外通路等の動線空間とする

【空間・要素3】共用部分・敷地内：エントランスまわり（共同住宅）の例

共用A③：面積の大きい透明ガラス面は視認性を高め、安全性に配慮したガラスを使用する

共用A⑥：エントランスの自動ドアの避難時の安全性を確保する

共用A⑧：エントランスドアは容易に開閉して通過できるものとする

共用A②：ベビーカーで利用しやすい屋外通路等の動線空間とする

共用E：キッズルームや集会室を設置する



共同敷地D①：十分な台数の使いやすい自転車置き場を設ける

共用A①：エントランスアプローチの床面は滑りにくい仕上げとする

共同敷地B①：プレイロットや緑地等を設ける

共同敷地D②：不審者の侵入・接近を防止する対策を講じる

共同敷地B②：プレイロット等の防犯安全性を確保する

共同敷地D③：自転車動線と歩行者動線・自動車動線を区分する

共同敷地B③：子どもの遊び場は車動線と交わらないようにする

共同敷地B④：広場等に災害時の防災設備を確保する